

平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による被害状況等について

平成 24 年 2 月 21 日 9 時 00 分現在
県民生活部消防防災課

1 地震の概要及び被害の状況

(1) 地震の概要

- ・発生日時 平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃
- ・震央地名 三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度、牡鹿半島の東南東 130 km 付近）
- ・震源の深さ 約 24 km
- ・規模 マグニチュード 9.0
- ・各地の震度（県内震度 5 弱以上）

震度 6 強（5 市町） 宇都宮市、真岡市、大田原市、高根沢町、市貝町（県震度計データ）→3/30 気象庁が「震度 6 強」と発表

震度 6 弱（5 市町） 那須烏山市、那須塩原市、那須町、芳賀町、那珂川町

震度 5 強（13 市町） 足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、矢板市、さくら市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、岩舟町

震度 5 弱（4 町） 旧西方町（現栃木市）、壬生町、野木町、塩谷町

(2) 被害の状況（総数の右の括弧内総数は前回に発表した参考数値）

① 人的被害

- ・死者 4 名（芳賀町 1 名（男性 43 歳）、那須烏山市 2 名（うち男性 1 名 79 歳、女性 1 名 78 歳）、日光市 1 名（女性 83 歳））
- ・行方不明 0 名
- ・負傷者 134 名（132 名）（宇都宮市 8 名、栃木市 2 名、佐野市 3 名、鹿沼市 4 名、日光市 4 名、小山市 4 名、真岡市 5 名、大田原市 9 名、那須塩原市 5 名、那須烏山市 7 名、下野市 22 名、さくら市 11 名、那須町 3 名、益子町 7 名、市貝町 3 名、芳賀町 28 名、高根沢町 8 名、那珂川町 1 名）

うち重傷 7 名（7 名）（佐野市 1 名、大田原市 4 名、那須烏山市 2 名）

※死者

建物倒壊に巻き込まれ 1 名死亡（芳賀町）

土砂崩れに巻き込まれた家屋にいた 2 名死亡（那須烏山市）

屋根から落ち脳出血 1 名死亡（日光市）

※4 月 16 日 11 時 19 分頃に発生した茨城県南部を震源とする地震の被害は含まない。

② 住家被害

- ・全壊 265 棟（265 棟）（宇都宮市 9 棟、足利市 1 棟、佐野市 1 棟、真岡市 12 棟、大田原市 6 棟、矢板市 51 棟、那須塩原市 12 棟、さくら市 2 棟、那須烏山市 66 棟、益子町 19 棟、市貝町 16 棟、芳賀町 16 棟、高根沢町 7 棟、那須町 40 棟、那珂川町 7 棟）
- ・半壊 2,074 棟（2,070 棟）（宇都宮市 241 棟、足利市 11 棟、栃木市 1 棟、佐野市 2 棟、鹿沼市 9 棟、日光市 7 棟、小山市 1 棟、真岡市 117 棟、大田原市 116 棟、矢板市 90 棟、那須塩原市 35 棟、さくら市 26 棟、那須烏山市 133 棟、下野市 13 棟、益子町 137 棟、茂木町 12 棟、市貝町 69 棟、芳賀町 129 棟、壬生町 4 棟、高根沢町 714 棟、那須町 140 棟、那珂川町 67 棟）

- ・一部損壊 69,285 棟 (69,071 棟)
(宇都宮市 17,591 棟、足利市 3,237 棟、栃木市 907 棟、佐野市 794 棟、鹿沼市 1,248 棟、日光市 538 棟、小山市 2,127 棟、真岡市 14,227 棟、大田原市 2,401 棟、矢板市 2,589 棟、那須塩原市 1,039 棟、さくら市 1,897 棟、那須烏山市 2,807 棟、下野市 1,048 棟、上三川町 175 棟、益子町 2,113 棟、茂木町 2,007 棟、市貝町 1,781 棟、芳賀町 2,358 棟、壬生町 438 棟、野木町 313 棟、岩舟町 152 棟、塩谷町 236 棟、高根沢町 2,617 棟、那須町 1,483 棟、那珂川町 3,162 棟)

③ ライフライン

- ・県内全域 停電なし
- ・新幹線 平常運行
- ・鉄道 JR (在来線) 東北本線、日光線、烏山線、両毛線、湘南新宿ライン、水戸線 平常運行
東武鉄道 平常運行 (宇都宮線、日光線、鬼怒川線、伊勢崎線、佐野線)
野岩鉄道 平常運行
わたらせ渓谷鉄道 平常運行
真岡鐵道 平常運行
- ・高速道路 東北自動車道 全線通行可能
北関東自動車道 全線通行可能
日光宇都宮有料道路 通常通行可能
- ・バス 関東自動車 通常運行
東野交通 通常運行
JRバス関東 一般道路線は通常運行
高速バス 通常運行
NRX号 通常運行
日光交通 通常運行
東武バス日光 通常運行
- ・東京ガス 通常どおり
- ・水道断水 なし

④ 道路状況

- ・通行止めなし

2 避難状況

- (1) 避難勧告 4市2町9地区で勧告中
- (2) 県内避難所 別紙「県内避難所一覧表」のとおり

3 県の対応状況

- 3/11 14時46分 災害対策本部設置
16時00分 第1回災害対策本部会議
18時15分 県から自衛隊に対し、災害派遣要請 (真岡市への給水支援)

	18時30分	県から自衛隊に対し、災害派遣要請（那珂川町への給水支援）
	19時20分	県から自衛隊に対し、災害派遣要請（那須町への給水支援）
	20時00分	第2回災害対策本部会議
3/12	0時50分	県から自衛隊に対し、災害派遣要請（矢板市への給水支援）
	〃	県から自衛隊に対し、災害派遣要請（高根沢町への給水支援）
	5時55分	県から自衛隊に対し、災害派遣要請（市貝町への給水支援）
	5時59分	消防防災ヘリ「おおるり」が被災地上空を偵察
	9時00分	第3回災害対策本部会議
	10時25分	県から自衛隊に対し、災害派遣要請（益子町への給水支援）
	15時00分	第4回災害対策本部会議
3/13	6時45分	県から自衛隊に対し、災害派遣要請（茂木町への給水支援）
	9時00分	第5回災害対策本部会議
	16時00分	第6回災害対策本部会議
3/15	13時00分	第7回災害対策本部会議
3/18	15時00分	第8回災害対策本部会議
3/20	16時00分	第9回災害対策本部会議
3/24		被災者支援義援金（とちまる募金）の設立（募集期間 3/25（金）～当面の間）
3/25	14時00分	第10回災害対策本部会議
3/29	15時00分	第11回災害対策本部会議
	16時00分	県から自衛隊に対し災害派遣部隊の撤収要請
4/5	15時00分	第12回災害対策本部会議
4/11	14時00分	第13回災害対策本部会議
4/20	13時30分	第14回災害対策本部会議
4/21	13時30分	第1回栃木県義援金配分委員会
5/11	15時00分	第15回災害対策本部会議
5/16		避難生活者（県外からの避難者を含む）のためのワンストップ電話相談窓口を設置
6/8	15時30分	第16回災害対策本部会議
6/9	10時00分	第2回栃木県義援金配分委員会
7/4	15時30分	第3回栃木県義援金配分委員会
9/9	15時30分	第17回災害対策本部会議
H24/1/18		
	10時00分	第4回栃木県義援金配分委員会

4 人的支援の状況

(1) 他県への県職員等派遣

① 保健師等

医師及び保健師、宮城県に派遣

- ・ 期間：4/30 から 6 月下旬
- ・ 業務：被災地避難所等の避難者への健康相談活動、心のケア等
- ・ 派遣先：亘理郡亘理町
- ・ 5/30 から宇都宮市と合同で派遣

② 土木職等

ア 土木職及び行政職、福島県に派遣

- ・ 期間：5/8 から 7/29
- ・ 業務：災害復旧査定、設計、コンサル等との協議、工法の決定等

- ・派遣先：相馬市（相馬港湾建設事務所）
- イ 土木職を福島県に派遣
 - ・期間：7/1 から 3/31（9 か月間）
 - ・業務：災害査定後の道路、橋梁等の復旧工事の発注及び監督
 - ・派遣先：福島市（福島県北建設事務所）
- ③ 心のケアチーム
医師、保健師等、福島県に派遣
 - ・期間：5/9 から 6 月中旬
 - ・業務：避難所における診療及び心のケア等
 - ・派遣先：相馬市
- ④ 行政職
 - ア 県職員及び市町職員を岩手県に派遣
 - ・期間：5/11 から 7 月末
 - ・業務：義援金等の給付事務
 - ・派遣先：大槌町
 - イ 行政職員を福島県に派遣
 - ・期間：9/1 から 3/31（7 か月間）、12/1 から 3/31
 - ・業務：県産品等の復興支援に関する業務、県民健康調査に関する業務
 - ・派遣先：福島県産品振興戦略課、保健衛生総室(福島県立医科大学)
- ⑤ 診療放射線技師
診療放射線技師を福島県に派遣
 - ・期間：6/10 から 7/2 及び 7/16 から 7/18
 - ・業務：福島第一原発から半径 20 km 圏内への一時帰宅者に対するスクリーニング等
 - ・派遣先：福島県内のスクリーニング会場
- ⑥ 教職員
教職員を宮城県に派遣
 - ・期間：7/1 から 3/31（9 か月間）
 - ・業務：学校における児童生徒への教育活動
 - ・派遣先：石巻市（宮城県立石巻高等学校）
- ⑦ 獣医師等
獣医師等を福島県に派遣
 - ・期間：7/5 から 7/8、7/29 から 8/1
 - ・業務：福島第一原発から半径 20 km 圏内に設定された警戒区域におけるペットの保護回収
 - ・派遣先：南相馬市
- ⑧ 農業土木職
 - ア 農業土木職を福島県に派遣
 - ・期間：8/30 から 9/30（1 か月間）
 - ・業務：農地・農業用施設災害復旧に係る査定指導、工事設計、積算、監督等
 - ・派遣先：郡山市（県中農林事務所）
 - イ 農業土木職を宮城県に派遣
 - ・期間：9/1 から 3/31（7 か月間）
 - ・業務：農地・農業用施設災害復旧に係る査定指導、工事設計、積算、監督等
 - ・派遣先：仙台市（宮城県仙台地方振興事務所）

ウ 農業土木職を福島県に派遣

- ・期間：10/3 から 10/31
- ・業務：団体営災害復旧事業に係る査定設計書作成、査定申請、発注設計書作成等
- ・派遣先：福島県須賀川市（福島県県中農林事務所）

⑨ 林業職

林業職を福島県に派遣

- ・期間：9/20 から 10/14
- ・業務：治山（溪間工・山腹工）の設計、現場監督等
- ・派遣先：東白河郡棚倉町（福島県県南農林事務所）

5 災害救助法適用 15市町（8市7町）

(1) 適用決定日時

3/15

10時15分 宇都宮市

3/17

14時00分 小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、
益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町

(2) 期間

災害発生の日から当分の間に延長されている。

6 被災者生活再建支援法適用

3/19

県内全域（適用日 3月11日）

7 福島第一原子力発電所事故への対応状況

(1) 環境放射能の測定結果（モニタリングポストによる空間放射線量率）

(2) 教育機関等における放射線量調査

ア 放射線量調査

- ・実施時期 平成23年5月13日（金）から5日間
- ・調査対象施設 1,266施設（県内の全小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育所）
- ・調査方法 校庭等の概ね中心地において、空間線量を測定
- ・その他 調査結果を集計のうえ、公表

イ 追跡調査

- ・実施時期 平成23年6月6日（月）、7日（火）、20日（月）、21日（火）
- ・調査対象施設 31施設（那須塩原市及び那須町の教育機関等のうち、当初調査で1.0 μ Sv/h以上を測定した施設）
- ・調査方法 県と関係市町が共同で実施
- ・その他 調査結果を集計のうえ、公表

ウ 確認調査

- ・実施時期 平成23年8月30日（火）、31日（水）、11月22日（火）及び12月5日（月）
- ・調査対象施設 29施設（土壌処理が完了した施設等）
- ・調査方法 県と関係市町が共同で実施
- ・その他 調査結果を集計の上、公表

(3) 県備蓄品(ペットボトル)の提供

3/25 宇都宮市へ 11,000 本
益子町へ 1,512 本
芳賀町へ 504 本

(4) 福島県からの避難者への対応

① 「総合相談所」の設置

・設置場所等

ア 道の駅「那須高原友愛の森」内 3/16～5/15

イ 道の駅「東山道伊王野」内 3/16～3/25

・主な内容 一時避難所の紹介、健康相談など

・相談受付件数 延べ 4,325 人

内訳 「那須高原友愛の森」内 3,296 人、「東山道伊王野」内 1,029 人

・紹介した一時避難の人数 延べ 1,269 人

内訳 「那須高原友愛の森」内 910 人、「東山道伊王野」内 359 人

※ 5/16 から「避難生活者のためのワンストップ電話相談窓口」にて対応

② 「健康相談窓口」の設置

・設置期間 3/16～5/15

・設置場所 6 箇所(県西、県東、県南、県北、安足健康福祉センター、宇都宮市保健所)

・開設時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(平日のみ開設)

・主な内容 健康相談の実施、放射線の簡易な検査など

※ 5/16 から「避難生活者のためのワンストップ電話相談窓口」にて対応

③ 福島県飯舘村からの避難者受入

・場所 鹿沼総合体育館(フォレストアリーナ)

・人数 512 人(3 月 19 日 314 人受入、20 日 198 人受入、4 月 30 日全員退所)

④ 福島県からの避難者の医療機関等における受入状況

・別紙「東北地方太平洋沖地震災害に関する被災地から県内への避難者の状況一覧」のとおり

(5) 「食品及び飲用水の安全性等に関する相談窓口」の設置

・設置日 平成 23 年 4 月 1 日(金)

・設置場所及び内容 ・食品の安全性に関する相談(生活衛生課)

・飲用水の安全性に関する相談(生活衛生課)

・その他健康に関する相談(保健福祉課)

・開設時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土・日・祝日も開設)

8 県外被災地への支援の状況

(1) 歯科巡回診療車(ルリちゃん号)の貸与

平成 23 年 4 月 3 日(日)から 6 月 30 日(木)まで、県所有の歯科巡回診療車を栃木県歯科医師会を通じ宮城県歯科医師会に貸与。主として宮城県山元町の避難所において、被災者の口腔ケア、歯科治療を実施。